

川崎市市制100周年記念事業提案型事業の募集に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市市制100周年・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が行う川崎市市制100周年記念事業提案型事業（以下、「提案型事業」という。）の募集について必要な事項を定めることにより、個人又は法人その他団体から提案された柔軟なアイデアや発想を実行委員会が主催する事業に取り入れて、川崎市市制100周年記念事業（以下、「記念事業」という。）を盛り上げ、「あたらしい川崎」の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 提案事業者 提案型事業に応募する個人又は法人その他団体であって、国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 提案型事業連携協定 記念事業の実施に当たって必要な事項を定め、実行委員会と提案型事業者双方の合意の上で締結する協定をいう。

(提案型事業の基準)

第3条 提案型事業の対象とする事業は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 市制100周年記念事業実施計画「Colors,Future! Actions プラン」に記載の基本理念、基本方針、取り組む視点と整合性のある事業提案であること。
- (2) 令和6年度に事業を実施して、成果を報告できること。
- (3) 令和7年度以降も継続実施が見込めること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 事業の実施場所が川崎市内でないもの。ただし、アプリケーションなどネットワーク上で行うサービスについては除く。
- (2) 令和6年度の事業実施に要する総事業費が500万円未満（消費税込み）の事業。
- (3) 川崎市から既に補助金、助成金等の支援を受けている事業、又は受ける予定がある事業。
- (4) 特定の個人若しくは企業その他団体のみが利益を受けることを目的とするもの。
- (5) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの。
- (6) 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの。
- (7) 法令又は公序良俗に反するもの。
- (8) ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施する公営競技を除く。）。
- (9) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの。
- (10) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの。
- (11) その他、実行委員会が実施する事業としてふさわしくないもの。

(提案事業者の基準)

第4条 提案型事業の対象とする提案事業者は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 2以上の個人又は法人その他団体若しくは共同事業体であること。
- (2) 提案事業者の構成員に実行委員会参画団体が1以上入っていること。ただし、応募の時点で構成員のいずれも実行委員会に参画していない場合は、選定された際に実行委員会に参画すること。なお、構成員が個人である場合はその限りではない。
- (3) 事業実施に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (4) 提案が採択された場合には、速やかに事業を開始すること。
- (5) 実行委員会と協議の上で、必要な協力・調整ができること。
- (6) 事業の実施後数年間は、川崎市のフォローアップ調査等に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続き中である団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)」第2条各号に該当する団体でないこと。
- (4) 団体、代表者が国税(法人税、所得税、消費税(地方消費税を含む))又は川崎市税を滞納又は未申告である団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、普通地方公共団体から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと。
- (6) 川崎市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体でないこと。
- (7) その他提案型事業連携協定の対象としてふさわしくないもの。

(募集方法)

第5条 提案型事業に応募しようとするときは、提案事業者は、実行委員会が指定する銀行口座に応募費用を振り込んだ上で、次項に定める募集要項等による方法及び提出期日までに、川崎市市制100周年記念事業提案型事業提案申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 実行委員会は、あらかじめ別に定める募集要項等により募集するテーマ、提出書類、提出期日及び審査日程等を示し、提案型事業を公募するものとする。

(事業に係る費用の負担)

第6条 実行委員会が負担する費用は、予算の範囲において、令和6年度の事業実施に要する総事業費の2分の1以内とし、1事業あたり500万円(消費税込み)を限度とする。

2 前項に規定する費用の交付方法は、提案型事業連携協定等で定めるものとする。

3 事業が完了したときは速やかに精算するものとし、残預金が生じた場合は、実行委員会は負担割合に応じて返還を求めるものとする。

2 第1項の総事業費又は前項の精算において対象としない経費は、前条第2項に規定する募集要項等において定めるものとする。

(選定委員会の設置及び審査)

第7条 実行委員会は、公募した提案を適正に選定するために、提案型事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置して審査するものとする。

2 選定委員会が行う事業の選定及び評価の方法は別に定めるものとする。

3 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理するものとする。

(通知)

第8条 実行委員会会長は、選定委員会の審査に基づき、選定する事業を決定し、事業提案した者に採択又は不採択について川崎市市制100周年記念事業提案型事業選定結果通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(協定等の締結等)

第9条 実行委員会会長及び前条の規定により採択された提案事業者（以下、「選定事業者」という。）は、事業の実施にあたり事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した提案型事業連携協定書を作成し、両者の記名押印の上で協定を締結する。

(結果の公表)

第10条 実行委員会は、前条の規定により協定を締結した場合には、実行委員会公式ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、速やかに選定事業者及び採択した事業概要を公表するものとする。

(知的財産権等の取扱)

第11条 実行委員会及び選定事業者は、実施する事業において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等（以下、「知的財産権等」という。）の対象となるべき発明又は考案をした場合には、双方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとする。

(実行委員会からの協定の解除)

第12条 実行委員会会長は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、提案型事業連携協定等を解除することができる。

(1) 第4条第1項各号又は第2項各号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。

(2) 実行委員会の業務を妨げたとき。

(3) 選定事業者が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき、その他提案型事業連携協定等の相手方として必要な資格が欠けたとき。

(4) 選定事業者に支払いの停止があったとき、選定事業者が手形交換所から取引停止処分を受け

たとき又は選定事業者に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（事業者等が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（事業者等が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。

- (5) 選定事業者が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 選定事業者又は選定事業者の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下、「暴力団員等」という。）であること又は提案型事業連携協定等が暴力団員等の利益になることが判明したとき。
- (7) 選定事業者が事業譲渡、事業廃止その他の理由により、提案型事業連携協定等に係る事業を行わなくなると認めるとき。
- (8) 選定事業者が法人その他の団体である場合にあっては、選定事業者が合併、分割又は解散をするとき。
- (9) 提案型事業連携協定等の履行に関し選定事業者又は選定事業者の従業員の責めに帰すべき事由により実行委員会又は市若しくは第三者（実行委員会事務局及び市の職員を含む）に損害を与えたとき。
- (10) 選定事業者に対す実行委員会に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- (11) 選定事業者が次の各号に該当したとき。
 - ア 選定事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、公正取引委員会の事業者等に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）
 - イ アに掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。ウにおいて同じ。）により、選定事業者が、提案型事業連携協定等について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - ウ 選定事業者（選定事業者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者。エ及びオにおいて同じ。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - エ 選定事業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
 - オ 選定事業者がアからエまでに規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- (12) 選定事業者が雇用され、提案型事業連携協定等に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について、選定事業者が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が提案型事業連携協定等の存続を不相当であると認めるとき。

(実行委員会又は選定事業者からの協定の解除)

第13条 実行委員会会長又は選定事業者は、天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも期さない事由により事業の実施が困難と判断した場合には、提案型事業連携協定の解除を申し出ることができる。ただし、事業が天災その他不可抗力時の実施を目的とする場合を除く。

(事業の変更等)

第14条 選定事業者は、実施する事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするとき、若しくは事業を廃止しようとするときは、その理由を明らかにして、速やかにその旨を実行委員会会長に報告して承認を受けなければならない。

2 選定事業者は、実施する事業が予定の期間に完了する見込みのない場合又は完了しない場合若しくは事業の遂行が困難となった場合は、速やかに実行委員会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(費用の返還)

第15条 実行委員会会長は、第12条又は第14条の規定による第6条の事業に係る費用の負担に関し、既に費用等が支払われている場合は、期限を定めて、その全部又は一部の費用の返還を命ずることができる。

2 第13条の規定による第6条の事業に係る費用の負担に関し、既に費用等が支払われている場合は、実行委員会会長と選定事業者双方協議の上、これを処理するものとする。

(状況報告及び調査)

第16条 実行委員会会長は、選定事業者に対し、事業の実施状況に関し報告させ、又は調査をすることができる。

(報告)

第17条 選定事業者は、実施する事業が完了したときは、募集要項等に定める方法により、次に掲げる書類を実行委員会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第3号様式)
- (2) 事業概要書(第4号様式)
- (3) 収支決算書(第5号様式)
- (4) 対象経費支出に関する領収書の写し
- (5) その他実行委員会会長が必要と認める書類

2 実行委員会会長は、前項に規定する書類等の提出を受けたときは、100周年幹事会に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 選定事業者は、実施する事業に係る収入及び支出を明らかにするための帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

(協議)

第19条 この要綱及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、実行委員会及び選定事業者は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(第1号様式)

川崎市市制 100 周年記念事業提案型事業 提案申込書

令和 年 月 日

(あて先)

川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会会長

代表者所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

代表者職氏名 〇〇〇(株) 役職名 氏名 印

業者コード* ()

構成員職氏名 〇〇〇(株) 役職名 氏名 印

業者コード* ()

構成員職氏名 〇〇〇(株) 役職名 氏名 印

業者コード* ()

構成員職氏名 〇〇〇(株) 役職名 氏名 印

業者コード* ()

次のとおり提案をしたいので、川崎市市制 100 周年記念事業提案型事業の募集に関する実施要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 事業の名称

2 担当者連絡先

- (1) 所属
- (2) 氏名
- (3) 電話番号
- (4) FAX 番号
- (5) E-mail

※構成員名称等は、共同企業体の場合に記載

※市の登録業者の場合は、業者コードを記入してください。

(第2号様式)

川崎市市制 100 周年記念事業提案型事業 選定結果通知書

令和 年 月 日

商号及び名称
代表者職氏名 様

川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア
実行委員会会長

提案された次の件について、選定結果を通知します。

- 1 事業の名称
- 2 選定結果 採択/不採択

担当 川崎市市制 100 周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア
実行委員会事務局
電 話 044-200-1328
F A X 044-200-3901
E-mail 17skinen@city.kawasaki.jp

(第3号様式)

事業実施報告書

令和 年 月 日

(あて先)

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会会長

所在地又は住所

団体の名称

代表者氏名

令和 年 月 日付〇〇第〇号で決定がありました川崎市市制100周年記念事業提案型事業の募集に関する実施要綱第17条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 全体事業費 総額 ¥
うち団体負担額 うち団体負担額 ¥
うち実行委員会負担額 ¥

3 事業期間

4 添付書類

- ① 事業概要書 (第7号様式)
- ② 収支決算書 (第8号様式)
- ③ 対象経費支出に係る領収書の写し
- ④ 労力換算額計上に係る作業日報等

担当者連絡先

氏名

電話番号

住所

E-mail